

**年月日** 引用刊行物における史料の記載を基本とした。年次史料については、内容によって推測できる場合は推定し、( )と表記した。年号が誤っていると推定したものについては正しい年号を推定し、「備考」に史料における記載や推定の理由を記載した。

**番号** 編年順に整理して付番した。正確な年号が推定できない史料は年不明史料一覧として整理し(第34～36表)、「不」を番号の前に付した(例:不1)。

**文書群名・原所蔵** 基本的に刊行物の記載内容に従った。但し、飛騨高山まちの博物館等、近隣の施設で名称・移転が明らかな場合等は適宜変更した。

**対象者・事項、史料内での呼称** 本報告に直接的に関連する地名や人名を抽出し、史料上の呼称をそのまま抽出するとともに、検索を容易に行うように一般的な呼称も併記した。

**史料の概要** 調査者の理解によって、記載内容の概要を記載した。

**史料内の特記記載** 史料中で特記すべきと調査者が判断した文言を抜粋した。

**備考** 先行研究における指摘や、調査者による年代・内容に関する推定等を記載した。

## 第2節 史料に見える古川盆地の地名

本節では、同時代史料に見える古川盆地の地名等の記載情報を整理する。

### 1 古川郷内の地名

古川郷は、古川家の名字の地と想定される地域であり、慶長10年(1605)段階には上町村・是重村・北村(上縄・下縄)・下町村・宇津江村・鷹野村が見える(史料467)。

古川郷(庄) 応永13年、『教言卿記』に「古川庄」(史料36)・「飛驒古川」(史料39)という地名が見え、長滝寺の『莊巖講記録』同年条にも「古河郷」という地名が見える(史料38)。応永19～20年(1412～1413)ごろの史料にも「古川郷内快与名」という地名が見える(史料58)。さらに、応永24年(1417)の「ふるかわのうちくわよみやう(古川の内、快与名)」という記録(史料62)がある。これらの史料から、古川郷内に快与名という荘園が存在したことが確認できる。また、永享元年(1429)「五社宮梵鐘銘」には「古川濱」という地名が見える(史料68)。

さらに永享6年(1434)には「古河郷北」という地名が史料に見える(史料69)。また、嘉吉2年(1442)「白山権現鰐口銘」には「古川郷高埜(高野)」とある(史料89)。これらから、近世以降に「上(中・下)北」「高野」と呼ばれる地名に相当する地域が15世紀段階に存在したことが推定できる。さらに、康正2年(1456)の史料には、「古河郷」が姉小路氏の在所とあり、古川家の所領として記されている(史料106)。永正11年(1514)、円光寺本尊裏書には「古川郷海具江洞」とあり(史料197)、中世の古川

郷に海具江地区（現在の高山市国府町宇津江地内）が含まれていたことが分かる。また、永正13年（1516）の一向寺本尊裏書には「古川郷在家」とある（史料199）。なお、この「在家」という地名は現在伝わっていない。また、年不明の真宗関連の史料に、「古川六郷」「海具江」という地名が見える（史料不4）。飛驒に真宗が浸透する15世紀末から16世紀前半ごろの史料と推測され、その当時の郷内の単位として想定できる。

享禄元年（1528）10月、「古川郷南本郷みそむかひ」とあり、南本郷という地名が古川郷内に存在したことが確認できる（史料224）。「みそむかひ」は「みぞむかい（溝向い）」と読むのであろうか。同じ発給者の前年史料にも郷名は不明であるが「南本郷」とあり（史料214）、同じ地域をさすものと想定される。また、16世紀前半期と推定される史料にも、「古河郷南是重」「快与」の公田が見える（史料不6）。15世紀の史料で確認できる古川郷内の「快与名」（史料58・62）が確認できる。「快与名」「南是重」とは別地であるため、所在は是重の北部か、郷内の他所とも理解できる。

永禄7年（1564）、醍醐寺僧の旅行記録である『北国下り遣足帳』には、飛驒国内の宿場として「ハタコ横山」・「ハタコ高原」・「ハタコ大野」ともに「ハタコ古川」が見える（史料318）。このころ古川郷内に旅籠を含む宿場町が形成されていたと想定される。

その後、金森氏入部後に起こった一揆の後に、天正14年（1586）に吉城郡角河の善照、益田郡小坂の西了らとともに、吉城郡古川上町の淨正より金森可重に対して連名の起請文が出されている（史料431）。このように、古川という地名は中世を通して史料に見え、近世以降の古川郷の基礎になつたものと想定される。

## 2 小島郷内の地名

小島郷は小島家の名字の地と想定される地域であり、慶長10年（1605）段階には、杉崎村・けさ丸村・沖町・菅生・すへざね村・大江村・忍村・三河原村が見える（史料467）。

**小島郷** 応永26年（1419）段階で、小島郷内に新熊野神社が存在したことが分かる（史料63）。応仁2年（1468）、小島氏と向氏の相論にあたっては、「小島郷神通川以口」という土地が見える（史料120・121）。小島郷は神通川（現在の宮川）に接する地域であり、口は南・西・面など諸説があるが、川を挟んでお互いの領域が存在し、係争地は小島郷のある右岸側から外れた部分に存在したことが想定できる。明応3年（1494）の某寺本尊裏書には「吉城郡西小嶋」とある（史料176）。天文3年（1534）、淨徳寺本尊裏書には「小島郷落合淨心坊」とある（史料234）。「小島郷落合」は現在の飛驒市宮川町落合付近と想定される。天文10年（1541）、現在の宮川町杉原に所在する春日神社の鰐口銘にも「吉城郡小嶋郷」とある（史料264）。17世紀に入り、慶長17年（1612）の金森可重の知行充行状の対象地の一つに、古川郷北村の「小島所左衛門尉分」という土地が見える（史料477）。小島氏に連なるものの旧領の可能性が想定できる。

**小島町** 小島城下に一定の町場が存在したことが想定できる地名として、「小島町」がある。大永4年（1524）、西光寺本尊裏書から「吉城郡小島町」に道場が開かれたことが分かる（史料207）。同じく天文5年（1536）、本龍寺本尊裏書にも「小嶋町」とある（史料235）。現在の西光寺・本龍寺は小島

城の西麓・杉崎地区に所在する。また、近世以降の記録であるが『飛州志』所載の小島城の絵図には城の南麓付近を「往古 小島町」としている。天正10年（1582）、八日町の戦いの前哨戦として江馬氏の軍勢が「小島城下」に取り詰めている（史料394）ことから、小島氏段階の城下空間としての町場が想定できる。

### 3 小鷹利郷の地名

向（小鷹利）家の名字の地と想定される地域であり、元々は富安郷と呼称されていたと想定される。小鷹利郷については、慶長10年（1605）段階では本郷村・角川村・忍村＜保村共＞が見える（史料467）。本郷村は宮川支流・殿川流域の大村・信包・黒内などの地域であり、向小島城や小鷹利城が所在する地域と想定される。

**富安郷** 「富安郷」という郷名は応永13年（1406）段階に見える（史料34・35・52・53）。さらに、寛正6年（1465）の「足利義政御教書案」に「富安郷」という記載が見える（史料112）。同年の史料にも同じく「富安郷」が見える（史料116・118）。このうち一方には「富安郷河南本郷」という地名があり（史料116）、富安郷内に河南本郷という地域が存在したことが分かる。「富安郷」「富安郷河南本郷」という記載は文明2年（1470）の史料（史料123・124）や、文明9年（1477）の史料でも確認できる（史料157）。

文明18年（1486）、憶念寺本尊裏書に「富安郷向小島保」とある（史料167）。また、明応5年（1496）、願徳寺本尊裏書には「富安郷向小島羽祢」とある（史料179）。「向小島保」は現在の飛騨市河合町保に、「向小島羽祢」は同町羽根に相当すると想定される地名であり、そうであれば富安郷は古川盆地から外れた下流域の地域も含んでいたことが想定される。

以上のように、富安郷は後の小鷹利郷を中心とする地域と想定される。しかし、15世紀末の史料でも富安郷の名は継続的に確認できることから、緩やかに小鷹利郷に変化していったものと想定される。なお、嘉吉元年（1441）の五社神社鰐口銘には「富安郷内五社宮」と見える（史料84）。後に古川郷の古川城付近に所在する五社宮が、15世紀段階では富安郷内に存在したことが想定される。ただし、永享元年（1429）、「五社宮梵鐘銘」（『飛州志』所載史料）に「古川濱」という記載（史料68）があり、当該史料の解釈によって古川郷に所在した可能性も想定される。

**向小島** 「富安郷」と重複するが、文明18年（1486）の憶念寺本尊裏書には「富安郷向小島保」とあり（史料167）、明応5年（1496）の願徳寺本尊裏書には「富安郷向小島羽祢」とある（史料179）。いずれも古川盆地から外れた宮川下流域の地域も含んでいることが想定される。永正12年（1515）、円照寺本尊裏書に「向小島舟原」とある（史料198）。「舟原」は現在の飛騨市河合町舟原と想定され、宮川下流域の左岸側の地域である。まとめると富安郷内に「向小島」という地名が存在したと想定される。史料の記載で想定される領域は向氏本拠の殿川流域から宮川の下流地域の左岸側であるが、富安郷の全域或いは一定区域を指すという見解もある（堀祥岳2015a）。

**角河** 応永14年（1407）・応永16年（1409）の段階で向氏の領域内に「角河」という地名が見える（史料43・49）。当該地区は宮川下流域の左岸にある、現在の飛騨市河合町角川付近と想定される。

**志野比** 享禄4年（1531）、向氏家臣の牛丸与十郎が「志野比」に籠もるが、益田衆によって陥落させられている（史料230）。現在の飛驒市宮川町西忍付近と想定され、当該地区は宮川下流域の左岸にある。この付近まで向氏との繋がりが想定できる。

**小鷹利郷** 向氏は少なくとも天文7年（1538）以降に「小鷹利」と名乗るが（史料242）、この時期に地名も「富安」「向小島」から「小鷹利」に変化しはじめていたものと想定される。天文5年（1536）、願念寺本尊裏書には「小鷹利郷新名村」とある（史料236）。また、天文8年（1539）の願教寺本尊裏書には「小鷹利郷慶条村」とある（史料249）。「新名村」は現在の飛驒市河合町新名と想定される。「慶条村」は不詳だが、願教寺は飛驒市河合町稻越に所在するため、当該地域付近の可能性がある。天文10年（1541）、善行寺本尊裏書には「小鷹利郷野々俣」とある（史料266）。野々俣も不詳だが、善行寺の後進である向善寺は飛驒市古川町信包に所在し、寺伝では隣接する黒内地区内に所在したとする。なお、金森氏入部後に起こった一揆の後、天正14年（1584）に益田郡小坂の西了、吉城郡古川上町の淨正とともに、吉城郡角河の善照・吉城郡大村の正善より金森可重に対して連名の起請文が出されている（史料431）。角川は前述の通りであるが、大村も近世以降の小鷹利郷内の地名である。但し、この史料について「大むら」は後筆であるという指摘もある（堀祥岳2015c）。そうであれば大村はこの件と無関係の可能性もある。

#### 4 武家拠点関係

応永27年（1420）の史料で、10年ほど前の応永の乱の様相を説明する文章として、「国司古河、彼の城に立て籠り」とある（史料64）。正長元年（1428）の史料にも同様の記載があり（史料67）、応永の乱に際して古川伊綱が自身の拠点に立て籠もった様相が見える。ただし、拠点の位置・実態は不明である。

姉小路基綱の下向に関する記録の中で、永正元年（1504）に基綱が死去した際に母の墓所の傍らに土葬されたことが記されている（史料189）。そのため、古川家の菩提寺が在地付近に存在した可能性が想定できる。享禄3年（1530）、古川家中に雑説があり、「古川殿」は広瀬郷へ退去する（史料227）。翌年、「古川ノ城」が落ち、残兵は敗走するが、小鳥口付近で大野勢によって掃討される（史料231）。古川城の城名が確認できる史料である。

弘治2年（1556）と想定される「快川紹喜書状」では「三ヶ御所城墨」が落城しそうだという風聞を伝えている（史料290）。これが姉小路氏の武家拠点と想定すると、16世紀中頃においても姉小路三家はそれぞれに軍事的な拠点を保持していたと考えられる。

天正6年（1578）の「五社神社隨身像背面墨書銘」には、「□城主牛丸相模守」とある（史料377）。この牛丸相模守は前年の天正5年（1577）にも五社神社上葺のため寄進をしている（史料373）。近世に古川城南麓に所在した五社神社は、前述の通り15世紀段階には富安郷（後の小鷹利郷）に存在したと想定される。五社神社が古川城南麓部に移った時期について、堀祥岳は金森氏段階と想定している（堀祥岳2015c）。その見解に従うと、欠けている城名は小鷹利城・向小島城などが想定され、当該期の小鷹利郷の拠点を牛丸氏が押さえていたものと推定できる。

天正10年（1582）、八日町の戦いの前哨戦として江馬氏の軍勢が「小島城下」に取り詰めている（史料394）。八日町の戦いの後、小島時光が高原郷の諏訪城を落としている。小島城主が時光とは断定

できないが、小島城が小島氏拠点としてこの時点まで健在であったと考えられる。

天正13年（1583）、金森氏入部後に起こった国内の一揆について、古川盆地も影響を受けた様子が想定される。金森可勝より後藤新二郎に対し、金森氏の妻子を連れて「当城」に籠もり、その後に「古河表」で一揆勢を追い払ったことを称賛した史料（史料423、424）がある。これによると、古川盆地付近に金森氏の拠点城郭が存在し、一揆が起きた際に一時期籠もり、その後盆地内の戦いで後藤率いる金森軍が一揆勢を追い払ったと想定される。

### 第3節 古川盆地の歴史的変遷

#### 1 14世紀～15世紀初頭の様相

##### (1) 飛驒国司家の成立

飛驒国司の姉小路氏が史料上に見えるのは永仁2年（1294）のことである（史料1）。ただし、当時姉小路と称された公家は複数あり、この史料に登場する「姉小路」は、後に飛驒国司家として継承する師尹流ではない可能性が指摘されている（堀祥岳2011b）。南北朝期に入り、応安4年（1371）には飛驒国司の軍勢が越中に入る事件がある（史料15～17）。関連して、永和4年（1378）に叙任される藤原家綱が「飛驒国司」と既に称されているため（史料21）、応安4年の史料に登場する飛驒国司の一族は、家綱に連なるものと想定される。なお、高原郷を本拠する江馬氏は康永元年（1342）には存在が確認できる（史料6）。現在の飛驒市域を本拠としていた姉小路氏・江馬氏が飛驒に影響を及ぼし始めた時期は14世紀代に求めることができる。この後、藤原家綱の一族の姉小路氏が飛驒国司家として在地に根差していくこととなるが、これ以後に飛驒国司を任官した正式な記録は無く、先行研究で述べられるとおり、「飛驒国司」は家名の通称として呼称もしくは自称した呼び方と言える（大藪海2013）。

姉小路氏はその後、古川・小島・向の三家に分家する。分家した詳細な時期は断定できないが、応永12年（1405）以降の記録に三家の人物がそれぞれ見えるため（史料31～33、37、39～48）、それより以前に求めることができる。

##### (2) 応永飛驒の乱とその後の様相

応永18年（1411）、古川家の尹綱が乱を起こして幕府に討伐される事件が起こる（応永飛驒の乱、史料51・54・64・67）。この乱が起きるまでの経過は先行研究で整理されているが（堀祥岳2015aほか）、古川郷・広瀬郷における幕府の料所化の動きと連動している。

応永13年（1406）、足利義満より京極高光へ飛驒国富安郷が料所として預け置かれ（史料34・35）、古川庄も同様に御料所となり京極高光が奉行となる情報が伝わる（史料36）。『教言卿記』『山科家礼記』等から、飛驒国内の山科家領についても同様の動きがあり、姉小路三家の人物が史料に見える。これらの史料から、料所となる向きに対しては古川尹綱・小島常謙が幕府との交渉にあたっていることが分かる。小島常謙は同年5月に将軍に面接し（史料37）、その結果を以って所領を回復した様子であり、閏6月にその情報が山科家に伝わっている（史料39）。それは上洛した向家熙の使者からもたらされたものであった（史料40）。向家熙は、応永12年に左衛門佐に任命され（史料31・32）、その後は度々山科家に贈答品を贈っている（史料43・44・49・50）。応永15年（1408）には家熙自身が上洛し山科家を訪ねている（史料45・46・47）。